

健康福祉常任委員会

平成19年 6月11日
午前9時30分 開 会
於大口町役場第5委員会室

1. 協議事項

1. 議案第46号 大口町福祉手当支給条例の一部改正について
2. 議案第47号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第1号）（所管分）
3. 議案第48号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）
4. 議案第49号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
5. 議案第50号 平成19年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）

2. 出席委員は次のとおりである。（7名）

委 員 長	木 野 春 徳	副 委 員 長	鈴 木 喜 博
委 員	吉 田 正	委 員	酒 井 廣 治
委 員	丹 羽 勉	委 員	齊 木 一 三
委 員	倉 知 敏 美		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員会条例第17条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒 井 鎭	副 町 長	社 本 一 裕
健康福祉部長	水 野 正 利	福 祉 課 長	村 田 貞 俊
こども課長	鈴 木 一 夫	保 育 長	稲 垣 朝 子
保険年金課長	吉 田 治 則	地 域 振 興 課 長	星 野 健 一
健 康 課 長	河 合 俊 英	保 險 年 金 課 主 査	掛 布 紀 子

5. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局次長 佐 藤 幹 広

(午前 9時30分 開会)

○委員長(木野春徳君) それでは、若干時間前ですけれども、皆さんお揃いですので、これから始めさせていただきます。

それでは皆さん、改めておはようございます。

非常に荒れた天気が続いておりましたけれども、きょうは久しぶりにいいお天気になりました。ちよっと暑い一日になりそうではありますが、きょうは委員の皆様には早朝より定刻に御参集いただき、ありがとうございます。また、町長初め関係職員の皆様にも御出席いただき、本当に御苦労さまです。

それでは、ただいまより健康福祉常任委員会を開会いたします。

去る6日本会議において当委員会に付託を受けました5議案について、委員の皆様には慎重に審査いただき、適切な御判断をお願い申し上げます。また、本年度より常任委員会の会議録を公表することとなりましたので、質問・答弁ともに十分その点を御留意して御発言いただきますようお願いを申し上げ、簡単ではありますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

酒井町長。

○町長(酒井 鉄君) 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は早朝より健康福祉常任委員会、委員長さんを初め委員の皆様方には御参集を賜りまして、まづもって厚く御礼を申し上げます。

御案内のありましたように、6日、付託を受けられました5議案について御協議をいただきます。いずれの案件につきましても、本町にとりましては大変重要な案件であります。よろしく願いを申し上げ、ごあいさつといたします。

○委員長(木野春徳君) それでは、ただいまより付託議案の審査に入ります。

本会議において議案の提案説明を既に受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木野春徳君) 異議なしと認めます。

では初めに、議案第46号 大口町福祉手当支給条例の一部改正について、質疑に入ります。

質問はありませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) はい、倉知委員。

○委員(倉知敏美君) 1点だけちょっとお尋ねしたいと思っておりますが、介護保険法第7条19項が第8条第22項ですか。それに変わっての条例の改正だと思いますが、平成17年にこれは変わっておるわけですが、2年間、別に条例を変えなくても何も支障はなかったんでしょうか。

○委員長(木野春徳君) はい、福祉課長。

○福祉課長（村田貞俊君） ただいま倉知委員さんより御質問いただきましたけれども、介護保険法につきましては、平成17年6月29日の公布でございますけれども、17年10月1日より一部施行がされております。これがホテルコスト等施設福祉に関するそういった部分での一部施行、そして18年4月1日より大幅に改正された介護保険制度につきましては本施行という形の中で、この福祉手当支給条例に規定いたしております、従来は介護保険法第7条で規定をしておりました施設につきましては、介護保険3施設を意味しておりますので、大変申しわけないんですけれども、私どもはその時点で本来は第8条に置きかえるというところを見逃してしまったという中で、今回この提案をさせていただいております。そして、これによって住民の方に不利益は生じておりませんので、その点だけ申し添えておきます。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） はい、吉田委員。

○委員（吉田 正君） 昔は、こういう法律が変わると、県の方からこの部分はこういうふうになるから変えなさいよというモデルのようなものが示されてきたわけですよ。最近はそのような話もないという話もちよっと聞くんですけども、そこら辺の経過はどうなんですか。

○委員長（木野春徳君） 福祉課長。

○福祉課長（村田貞俊君） 例えば法改正等があった場合、直接それに関係する部分、法に対する市町村の条例なり、規則なりというのを定める場合には、そういった模範的なものはおくれてでも来ます。ただ、こういった場合、今回これにつきましては町の単独施策でございますので、そういった部分については来ません。そういう中で、私ども本当にこういう法改正に当たっては、いろんなどころへの気配りというのが大切かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） はい、吉田委員。

○委員（吉田 正君） 要するに、これは支給しない規定なんですよ。支給要件と書いてあるんですけど、実は支給しない規定だということなんだけれども、この条例というのは、どういう場合に支給しないという規定にしているのか、そこら辺の説明もちょっとしてください。

○委員長（木野春徳君） 福祉課長。

○福祉課長（村田貞俊君） 今回の改正をお願いした部分につきましては、介護保険3施設は指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、そして老人保健施設、それから指定介護療養型医療施設と、この3施設をいっておりますけれども、これは介護保険法で規定されておりますので、こういった施設へ入所された場合、大口町の福祉手当は受けることができないという形の中で定められております。以上です。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○委員長(木野春徳君) それではないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第46号 大口町福祉手当支給条例の一部改正について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長(木野春徳君) 全員賛成ですので、議案第46号は可決すべきものと決定いたします。

続いて、議案第47号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第1号)(所管分)について、質疑に入ります。

歳入歳出一括でお願いしたいと思います。

質問はありませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) はい、吉田委員。

○委員(吉田 正君) 10ページ、11ページに介護者慰労事業というのがあるんですが、これは今度介護保険特別会計の方に移ったという御説明があったわけですが、そうすることによって何かメリットがあるんですか。それがちょっとわからんもんで教えていただきたいのと、それからその下の精神障害者相談支援事業、これは直接事業者に委託をしていくんだということなんですけれども、一体どこへ委託されるのか、それもちょっとわかりませんのでお教えをいただきたい。

それから8ページ、9ページですけれども、社会福祉協議会の追加ということで、人件費か何かの追加だという御説明だったと思うんですが、今までだと部長級の人が行ってみえて、それはそれで回っていたわけでしょうけど、今回のこの追加の内容についてちょっと御説明いただけませんか。

○委員長(木野春徳君) はい、福祉課長。

○福祉課長(村田貞俊君) それでは8ページ、9ページ、社会福祉協議会につきましては、御質問にございますように、部長級が行ってございましたけれども、今回は主任クラスの職員が1名行っております。そして、今回追加をお願いしておりますのは、主任クラスの職員1名の給与に係る部分と、社会福祉協議会の中で、部長級の方が戻られるという中で、一部、内部の異動が行われました。そういった職員の昇任に係る部分の人件費の追加を上げさせていただいております。

それから、はねていただきまして10ページ、11ページの繰出金のところ、介護者慰労減という形の中で、介護保険会計の方へ組み替えておりますけれども、これにつきましては介護者慰労事業という町単独施策の中で進めてきたわけでございますけれども、これにつきましては新しく創設された地域包括における地域支援事業、そういった中で介護者慰労も交付金対象にさせていただけるということのはっきりしてまいりましたので、今回組み替えをさせていただいております。

それから、同じく障害者福祉費の委託料のところでございますけれども、精神障害者の相談支援事業の委託先につきましては、現在、尾張北部地域生活支援センター、犬山病院が運営をいたしております。

ますけれども、こちらの方へ事業委託をしていくということでございます。そして、当初、平成18年度に犬山、江南、岩倉、春日井、小牧、大口、扶桑、そういった中で、精神障害者の相談支援事業をどのようにしていくかという協議の中で、当初は各市町の負担という考え方も持っておりました。そういった中で当初予算の編成がされましたけれども、最終的には委託事業で行っていくというところで、今回、負担金の方を減額させていただいて、委託料の方へ組み替えをさせていただいております。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長（木野春徳君） はい、吉田委員。

○委員（吉田 正君） その精神障害者の相談ということでいくと、本当にいろんな方が見えると思うんですが、どんどん毎年人数もふえていっている状況も聞くんです。で、よく聞くのは、病院とけんかしちゃう人って結構多いんですね、話を聞いていると。そうすると、例えば犬山病院なら犬山病院とけんかしちゃうと、もう既に行きづらくなっている人も中には見えると思うんですね。例えばそういった場合、複数のいろんなところで相談にかかれる体制というのはとれないのかなということも、私ちょっと気がかりなんですね。あっちの病院でもけんかし、こっちの病院でもけんかし、そういうことが、言葉の言い方が悪いかもしれんのやけど、現実そういう話があるでしょう。それだから、犬山病院というふうに1カ所に限定しちゃうと、その相談事業そのものが狭められてしまわへんかなという懸念も僕はあると思うんですね。だから、そういったことも今すぐどうこうということではできんのかもしれんのだけど、課題にさせていただいて、いろんなそうした専門の科のあるところで相談ができるような体制を、本当は県を挙げてやってもらわんといかんのかもしれんのですけど、医療圏だけの狭い範囲内だけでは対応できない場合というのがあるんですよ。この愛知北部医療圏というんですか、医療圏域という中のその病院ではけんかしちゃって、なかなか行きづらいという人もおるんじゃないですか、多分。僕はそう思うんですよ。だから、そういう医療圏域以外のところでそうした相談支援というのが受けられるように、相互利用というのか、そういうことができるように、やっぱりこれから県に対しても要望していく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺はどう考えてみえるんでしょうか。

それから、ちょっと保育園の備品購入費で関連するんだけど、最近ちょっと御父兄の皆さん方から聞くんですけど、例えばこういう帽子、これはうちの子供が保育園のときに使っていた帽子ですけど、こういうのは保育園から支給されてましたよね、以前。今はどういうふうになっていますか。私、ちょっとよくわからんもんで。

それから「チャッピー帽」と呼ばれている帽子も、昔は黄色い丸い帽子、頭のところにこんなつまみがついたような帽子もあったんですけど、そんな帽子をかぶってくる子を最近見かけえせんわね。そういったものというのはい体今どうなっているんですかね。私もちょっとよくわからんもんで

すから、以前この委員会でそういう説明もされたかもしれんですけど、ちょっとそこら辺は教えていただきたいんですね。夏服とか冬服とかというのは自分たちで買ったりだとか、バザーのときにいらんやつが出ておるもので、そういうのを自分で購入したりとか、そういうことはいろいろ相互にされてみえるという話も聞くわけですけども、こういうものというのは今どうなっているんですかね。ちょっとそれを教えてください。以上です。

○委員長（木野春徳君） 福祉課長。

○福祉課長（村田貞俊君） 精神障害者、確かに御指摘のとおり、非常に広範囲にわたって、例えば大口町の住民の方でも名古屋圏域、さらには本当に極端な例ですけども、群馬県までわざわざ通ってみえる、そういった医師を選ぶという部分もあります。そういった中で、この精神障害者の相談支援事業につきましては、大口町としましては、今回の自立支援法の中では、一部契約も可能となっておりますけれども、今言われたように極端に遠くとか、そういった部分では大口町が契約している相談支援事業所を極力利用してほしいというは行っておりますけれども、現実には岐阜県の地域活動支援センターを御利用になってみえる方が見えます。そういった場合に、相手方がその中で相談支援事業というのが大体行われてまいりますので、そういった場合には、契約に応じていかなければという考えは持っております。以上です。

○委員長（木野春徳君） 保育長。

○保育長（稲垣朝子君） 保育園の帽子について御質問いただきました。「チャッピー帽」については、以前は確かに保育園に入園すると同時に支給しておりました。これについては、17年度からは支給しておりません。それ以前については、申しわけないですが、はっきりと16年か17年かというのはいわかりませんが、この支給しなくなった理由については、あの帽子が保育園に登園するときと降園するときのみということ、あと夏はやっぱり暑いということ、また入園するときの年少のときに支給されると、年長になってからは小さくてかぶれないとか、本当に頭に乘せている状態ということ、現場からもちょっともったいないのではないかとということと、せっかく支給されても活用されなければあまり意味がないということで、これはやめました。

それで、もう一つはクラス帽子の方ですね。先ほど見せていただいた帽子ですけど、今年度から親負担ということで、保護者の方に負担していただいています。理由としましては、この帽子は意外と丈夫でして、3年間十分に洗ってももつということ。今までは、学年が変わるたびに園の方から支給しておりましたが、家で帽子が幾つもあるということ、また兄弟で使えるんですけど、クラスが変わると使えないとかそういったことで、3年間使える物を1年ごとに支給するのは、町でそれだけ経費はかかるわけですから、そういったことで3年間使うということを前提にして、保護者負担ということをお願いしました。

それからもう一つは、その帽子の後ろのところにガードつきということで、日よけをつけている帽

子があります。それは、保護者の方からそういった帽子を利用させてもらえないかという御意見がありましたし、今の時代、炎天下で遊ぶということで、なるべく子供さんの健康を考えた上でガードつきの帽子を御希望の方はそれを購入してくださいということで、保護者の方に選んでいただきました。ガードつきとついていないのでは値段が 400円、あるいは 800円ぐらいということで違いますので、そういったところで保護者負担という、3年間使えるということをお願いした次第です。

また、年長児については、昨年まで利用していた帽子を使えるようにということで、新たに購入しなくても済むようにということで一部配慮いたしました。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) はい、吉田委員。

○委員(吉田 正君) ちょっと保育園運営事業に関連して質問させてもらって申しわけないんだけど、要は今まで支給しておったやつを実費でということになったわけですね。そういう説明も私らは何にも受けていないもんだから、御父兄の皆さん方からそれを直接聞いて初めて知るような状況があるんですね。今回の延長保育の問題でもそうなんですけれども、本当に今の保育上の運営そのものが物すごく今年度は変わってきたんだなあというふうに、私自身今考えているわけなんです。たまたまきのうちちょっと掃除しておったらこれが出てきたんで、それでちょっと気がついたわけなんですけれども、これも最近は、さっき言われるように後ろのところがちょっと長い、昔の陸軍の兵隊さんのような帽子だよ、あれ。人によっては、今あるやつにきれいな絵のかいたタオルなんかと一緒に縫いつけてやってみえる人もあるみたいなんですけれども、そういうものというのは、今までと大きく変わるわけですので、やっぱりそういった説明を十分にこれからも配慮していただきたいなということを私は思いますので、ぜひこれからもよろしく願いいたします。以上です。要望です。

○委員長(木野春徳君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) はい、丹羽委員。

○委員(丹羽 勉君) 児童福祉費の備品購入ですが、南保育園の乳母車をということでしたけど、これはまず何台購入されるかということと、あとほかの保育園は必要ないのかという2点をお願いします。

○委員長(木野春徳君) 保育長。

○保育長(稲垣朝子君) 今、乳母車についての御質問をいただきました。備品購入ということで10万円上げさせていただいております。これは南保育園のみで1台分です。今現在、南保育園には1台ありますけど、もう1台追加ということで上げさせていただきました。ほかの園は、これは未満児について使うものですので、未満児の人数などによっても違いますし、また未満児の年齢によっても違いますので、今回南保育園の場合は1歳児が例年よりもふえて入園しているということで、2歳児です

と避難する場合とか散歩に行く場合に、どうしても十分まだ歩けませんので、乳母車で途中まで行って、途中から歩いたりとか、また避難訓練を毎月行っておりますけれども、そういったときにも、実際、火災とか地震とかというのはあつてはいけないとは思うんですけど、そういった訓練をしているときに、1歳児については乳母車に乗せて避難させるということをしていきますので、今回1歳児が11名ということで、1台の乳母車には乗せられないということで、補正で出させていただきます。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) はい、丹羽委員。

○委員(丹羽 勉君) 他の保育園は支障ないわけですね。

○委員長(木野春徳君) 保育長。

○保育長(稲垣朝子君) ほかの保育園につきましては、人数によって1台あるいは2台ありますので。

○委員(丹羽 勉君) ありがとうございます。

○委員長(木野春徳君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) はい、倉知委員。

○委員(倉知敏美君) 一つだけちょっとお尋ねしたいんですが、11ページの扶助費、地域生活支援事業給付費の更生訓練ですけれども、これは地域生活支援事業、七つばかり事業があったと思うんですけど、それにこれは追加されるわけですか。この更生訓練というのは。

○委員長(木野春徳君) 福祉課長。

○福祉課長(村田貞俊君) ただいまの倉知委員さんからの御質問でございますけれども、更生訓練費というものは、例えば通所施設とかそういったところへ通ってみえる場合、例えばふだんの生活とか、職能という言葉を使うと範囲が広過ぎるかもしれないんですけども、そういった訓練を施設の中で特別やっている事業所がございます。そういった事業所ではどんな内容をしているかということ、例えば文字を書く練習とかそういったことをやっておるんですけども、更生訓練費はそういった部分にかかる例えば文房具とか参考書、そういった費用の一部を更生訓練費ということで従来は出しておりました。そして、大口町の場合、現在それを従来から利用してみえる方が1名お見えになります。そういった中で、障害者自立支援法が施行されて、この制度自体はなくなってしまったんですけども、ただそういった中で、これも大変申しわけないんですけども、私どもそういった改正の中の一部見落としという部分が出てくるんですけども、従来から使ってみえる方については、この3年間、自立支援が施行されてしばらくの間は、厚生労働省から通知が18年の8月に来ておりました。そういった部分で、当初予算の中に反映することができなくて、今回補正で計上させていただいておりますの

でよろしくお願ひいたします。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（木野春徳君） それではないようですので、採決に入ります。

議案第47号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第1号）（所管分）について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（木野春徳君） 全員賛成ですので、議案第47号は可決すべきものと決しました。

続いて、議案第48号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質問はありますか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） はい、吉田委員。

○委員（吉田 正君） 介護保険料というのは、町民税の方と密接に関係があるかと思うんですが、これは6月5日に町民税の納税通知書が大口町の方から発送されたわけですけども、そうすると介護保険料の方にそれが一体いつから反映されていくのか。それから、そのことによってどの程度の介護保険料の増収が見込まれるのか、お教えいただけますか。

○委員長（木野春徳君） 福祉課長。

○福祉課長（村田貞俊君） 介護保険料は、年度が4月からという形で見てまいりますけれども、現在、4月、5月、6月分については、とりあえず仮算定という形で保険料の通知を出しております。そして、6月末をもって住民税が確定いたします。そういった中で本算定という形で、また新たに皆さんに介護保険料の通知を出してまいりますけれども、そういった流れの中でいきます。

そして、今回の税制改正に伴って、大変申しわけないんですが、データのなものがどれだけ増収になってくるか、そういった部分はちょっとまだ算定できておりませんので、その点は御容赦いただきたいと思ひます。

あと国からは、今回の税制改正で、例えば地域生活支援事業の軽減額、所得割が10万円といったものが16万円に相当すると、そういった一般的な考え方のデータのなものは町の方へ来ておりますけれども、特に介護にかかわる部分ではまだそういったものは来ておりませんので、よろしくお願ひいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） はい、吉田委員。

○委員（吉田 正君） 介護保険料というのは、昨年の税制の改定の中で、既にその当時の時点で65歳

以上になっていた人については激変緩和措置というんですか、そういうものが講じられたというふうになっているわけですね。3年先には、例えば今まで住民税が非課税だった人が課税になっちゃえば、課税の第5段階だとか、第6段階だとか、今まで第3段階であった人が第4、第5、一足飛びに2段も3段も上がるような人も、現実には昨年の段階でおられたわけですよ。そういう激変緩和措置はされていますけれども、ことしはまたさらに、新たに65歳になった人はいきなり一遍に行っちゃうわけですので、その激変緩和措置がなく上がっちゃいますので、そうするとかなりの負担増が予想されるんじゃないかなというふうに思うんですが、そういう考えでいいんですかね。

例えば、ことし65歳になられるような人というのは大体どれくらいおられてというデータも多分今持ち合わせていないだろうと思うんですが、そういったデータがありましたら、また後日お教えをいただきたいと思います。6月の補正予算の中でそういう部分というのは出てきてはおりませんが、しかし9月議会と6月議会の間になっちゃうもんですから、やっぱり住民の皆さん方にとってみれば、一番そういうところが関心事ですよ。だから、どうなるのかということも、よくよく、特に関係する皆さん方にやはりお知らせをしていく必要があるんじゃないかなと思うんです。

今、国民年金の問題が大変クローズアップされて、きのうもダウンしちゃって大変な状況になっていますけれども、そういう問い合わせが当然これから出てくるはずですので、十分にそこら辺は住民の皆さん方にわかるように御説明が賜りたいというふうに思いますし、できればそんな急激な値上げはやらんようにしていただきたいなど、私の要望ですけれどもお願いします。影響がわかれば、またそのときにはお教えいただきたい。以上です。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（木野春徳君） ないようですので、採決に入ります。

議案第48号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（木野春徳君） 全員賛成ですので、議案第48号は可決すべきものと決定いたします。

続いて、議案第49号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質問はありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） はい、吉田委員。

○委員（吉田 正君） ここに後期高齢者医療の関係の電算システム、減額があるわけですが、

僕は単純に考えておったんですけど、後期高齢者医療というんだから、老人保健とかそういう予算に出てくるのかなというふうに思っておったわけですけども、そうじゃなくて、これは国保で今まで上がっておって、今度は電算室との関連があって、一般会計で実はやりたいんだという御説明であったかと思うんですね。後期高齢者医療制度の今の準備状況というのは、以前の全員協議会の中でも一般的に時系列を追ってこういうふうになってきますよと、来年の4月から施行されるんですよと、そういう御説明があったかと思うんですが、具体的に75歳以上の方というのはどうなるんですか。今まで国保とか入っておった人たちは、また社会保険の扶養家族に入っておった人たちは一体どうなるのか、ちょっと具体的にそこら辺をもう一度おさらいをしていただきたいんです。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） まず国保システム改修委託料、今回一般会計の方で予算を組み替えるというような流れであります。今回のこのシステム改修の内容につきまして説明をさせていただきますけれども、当然、国保の加入者の方には75歳以上の方も見えます。75歳以上の方が20年4月からは後期高齢者医療制度の方へ移っていくという中で、国保システムの改修を行うものであります。内容的には後期高齢者制度への支援金に伴います保険料の設定とか、当然、国民健康保険料の特別徴収も始まってまいります。その関係で、年金の保険者に対する特別徴収の情報とか、そこら辺のシステムが内容でございます。

後期高齢者医療制度が20年4月に始まりますけれども、もともとこれは、当然システムは国が示すのが基本となっております、今まだ調整というか打ち合わせをやっている最中なんですけれども、今回は4月の終わりぐらいに厚生労働省が一応仕様のなものは明らかにするという形での補正予算でございます。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） はい、吉田委員。

○委員（吉田 正君） 僕、単純に思ったんですけど、要は所得割もあるわけなんだわ、後期高齢者医療の保険料というのは、均等割と平等割があるみたいだけれども、それとあわせて所得割みたいなものもあるみたいだけれども、そうすると、75歳以上の人たちはみんな申告をやらんならね。例えば寝たきりになっているような人でも申告をしてもらわんと、所得が把握できないような人については、国保でも7割、5割、2割、そういう減免をやらしてもらおうと思うと申告がしていないとできんわね。年金だけの収入の人だったら、社会保険庁から来るもんだから、それだけでやってもいいのかもしれないけれども、要するに寝たきりの人から何から、全部申告をやらしてもらわんならんです。これはえらい作業だと思うんですね。

以前、そちらの出た資料で私見せてもらったんですけども、例えば国民健康保険証がもらえていない資格証明書の世帯、こういう世帯の中に無申告という人があるんだわね。無申告というのは結構多

いんだわね。私はこれを見てびっくりしたんですけれども、そういう人も全部申告してもらわんとあかんのですね。無申告の割合というのはあるのかな。短期保険証とか資格証明書を発行されてみえる世帯のうち、無申告の割合が11.9%、昨年の11月27日の時点で。だからそういうふうになっていない、これは国保だけの話ですけどね。要するに、社会保険の人たちみんなでしょう。物すごい人数になっていくと思うんですけれども、そういう作業というのはどうやって行っていくんですか、これから。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 委員さんおっしゃるとおり、大変な問題だと思っておりますけど、これも広域連合にかぶせてしまってもいかんもんですから、やっぱり窓口は当然大口町になりますので、なるべくこういう方にはいろいろと御案内したり、接触する機会を設けて申告していただくというような形で受けられないかなというふうに思っています。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） はい、吉田委員。

○委員（吉田 正君） 本当にこれは大変な問題なんですよ。

施設に入っているのか入っておらんのかも、そちらの方でつかめるわけではないわけだし、今までだと、国保に入っている人だけだったら、医療の状況だとかそういう状況である程度把握はできるかもしれないけれども、要するに社会保険の扶養に入っている人もみんなでしょう、事は。だから、これは本当にこれから大変な作業が実は待ち受けているんじゃないかなというふうに思うんですね。そういう点でも、やはり職員の増員等々もこれから十分に考えていただかないと、私は対応できないんじゃないかなということを思っています。今の社会保険庁の問題でもそうですけれども、これは本当に大事業ですので、そういったことも町当局もよく御理解をいただきたいと思いますが、副町長さんどうでしょうか。

○委員長（木野春徳君） はい、副町長。

○副町長（社本一裕君） 大変御心配いただいておりますということでございますが、当然これから準備していく中でいろいろ経過等も出てまいります。そういった中で、十分担当課、あるいは所管と調整しながら、そういったことについて対応できるようにしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） はい、吉田委員。

○委員（吉田 正君） あともう一つお聞きしたいんですけど、後期高齢者医療広域連合の議員というのは一体いつ選挙をやられて、どうなっているんですか。

あちこちの新聞を見ていると、そういう選挙が長野県とかそういうところではもう行われて議員が決まったとか、そういう話は聞くんですけど、ここのところはぼそっともそういうことを聞かんもんだから、春日井かどっかがやるような順番になっているんですが、当然選挙が行われるんだなという

ふうには私は思っておったもんだから、そういうのは全くぼそつとも聞かんもんですから、どうなっているんですか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 広域連合の議員さんの選挙関係につきましては、協議会の方で経過報告をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（木野春徳君） それではないようですので、採決に入ります。

議案第49号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（木野春徳君） 全員賛成ですので、議案第49号は可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第50号 平成19年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質問はありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） はい、吉田委員。

○委員（吉田 正君） この補正を行うことによって、1人当たりの老健の加入者というんですか、1人当たりの医療費というのはどういうふうになるんですか。ちょっとそれだけお教えいただけますか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 今回の補正予算というのは、あくまでも18年度の精算という形で、いただき過ぎたものは返す、足りない分は過年度収入ということでいただくという形での補正予算でございます。御質問の方が1人当たりということで、18年度決算見込みだろうと思っておりますけれども、1人当たりの支給額というのは73万円ぐらい医療費がかかっているという形でございます。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） はい、丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 6ページのところの歳入のことでちょっと教えてほしいんですが、支払基金交付金、いわゆるレセプトの審査支払手数料ということだと思っておりますが、これは既に払ったものが他の保険者からとか、そういうものは返ってくるというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 老人保健制度の中で、老人保健そのものの財源構成が、基本的に基金

が50%と公費が50%であります。基金の50%については、当然国民健康保険もそうですけれども、医療保険者の拠出金というような構成になっております。審査支払手数料につきましては基金が100%持つということで、国民健康保険、社会保険の保険者からの拠出金によってすべて賄われるという形であります。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（木野春徳君） ないようですので、採決に入ります。

議案第50号 平成19年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（木野春徳君） 全員賛成ですので、議案第50号は可決すべきものと決定いたします。

それでは、以上で当委員会に付託を受けました議案の審査はすべて終了といたします。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

（午前10時20分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

健康福祉常任委員会

委員長

木野春徳